

改 正 案

現 行

（自動車検査独立行政法人の審査）

（自動車検査独立行政法人の審査）

第七十四条の二 国土交通大臣は、この章に規定する自動車及び検査対象外軽自動車の検査に関する事務のうち、自動車及び検査対象外軽自動車  
が保安基準に適合するかどうかの審査（以下「基準適合性審査」という。  
）を自動車検査独立行政法人（以下「検査法人」という。）に行わせる  
ものとする。ただし、次条の規定により軽自動車検査協会に軽自動車  
の検査事務を行わせる場合における基準適合性審査については、この限  
りでない。

第七十四条の二 国土交通大臣は、この章に規定する自動車及び検査対象  
外軽自動車の検査に関する事務のうち、自動車及び検査対象外軽自動車  
が保安基準に適合するかどうかの審査を自動車検査独立行政法人（以下  
「検査法人」という。）に行わせるものとする。ただし、次条の規定に  
より軽自動車検査協会に軽自動車の検査事務を行わせる場合における審  
査については、この限りでない。

2 検査法人は基準適合性審査を行ったときは、遅滞なく、当該基準適合  
性審査の結果を国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に通知  
しなければならない。

2 検査法人は前項の審査を行ったときは、遅滞なく、当該審査の結果を  
国土交通省令で定めるところにより国土交通大臣に通知しなければなら  
ない。

3| 国土交通大臣は、検査法人が天災その他の事由により基準適合性審査  
を円滑に処理することが困難となつた場合において必要があると認める  
ときは、基準適合性審査を自らも行うことができ。この場  
合において、国土交通大臣は、検査法人の設備を、基準適合性審査のた  
め必要な限度において、無償で使用することができる。

（新設）  
（新設）

4| 国土交通大臣は、前項の規定により基準適合性審査を行うこととし、  
又は同項の規定により行つている基準適合性審査を行わないこととする  
ときは、あらかじめ、その旨を官報で公示しなければならない。

（新設）

5| 国土交通大臣が第三項の規定により基準適合性審査を行うこととし、  
又は同項の規定により行つている基準適合性審査を行わないこととする  
場合における基準適合性審査の引継ぎに関する所要の事項及び基準適合

性審査に関する申請、手数料の納付その他の手続に関する所要の経過措置は、国土交通省令で定める。

(手数料の納付)

第二百二条 (略)

2| 前項第十号に掲げる者のうち検査法人が行う基準適合性審査を受けようとする者は、同項の規定にかかわらず、実費を勘案して政令で定める額の自動車検査証の交付に係る手数料及び基準適合性審査に係る手数料をそれぞれ国及び検査法人に納めなければならない。

3| 第一項第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十号から第十四号までに掲げる者の前二項の手数料の納付は、検査法人及び協会に納める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、自動車検査登録印紙をもつてしなければならない。ただし、第一項第八号の請求をする場合又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して第一項第一号から第四号まで、第七号若しくは第十号から第十四号までの申請等をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

4・5| (略)

6| 第二項の手数料で検査法人に納められたものは、検査法人の収入とする。

(手数料の納付)

第二百二条 (略)

(新設)

2| 前項第一号から第四号まで、第七号、第八号又は第十号から第十四号までに掲げる者の同項の手数料の納付は、協会に納める場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、自動車検査登録印紙をもつてしなければならない。ただし、同項第八号の請求をする場合又は行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第百五十一号)第三条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して前項第一号から第四号まで、第七号若しくは第十号から第十四号までの申請等をする場合には、国土交通省令で定めるところにより、現金をもつてすることができる。

3・4| (略)

(新設)

改 正 案	現 行
<p>第二条 (略)</p> <p>2 前項に規定する収入印紙、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十三條第二項に規定する雇用保険印紙、道路運送車両法第百二條第三項に規定する自動車検査登録印紙、健康保険法第百六十九條第三項に規定する健康保険印紙、自動車重量税法に規定する自動車重量税印紙、特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律に規定する特許印紙並びに民法施行法、不動産登記法、抵当証券法、商業登記法、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律、動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律及び後見登記等に関する法律に規定する登記印紙の形式は、財務大臣が、これを定める。</p>	<p>第二条 (略)</p> <p>2 前項に規定する収入印紙、労働保険の保険料の徴収等に関する法律第二十三條第二項に規定する雇用保険印紙、道路運送車両法第百二條第二項に規定する自動車検査登録印紙、健康保険法第百六十九條第三項に規定する健康保険印紙、自動車重量税法に規定する自動車重量税印紙、特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律に規定する特許印紙並びに民法施行法、不動産登記法、抵当証券法、商業登記法、電子情報処理組織による登記事務処理の円滑化のための措置等に関する法律、動産及び債権の譲渡の對抗要件に関する民法の特例等に関する法律及び後見登記等に関する法律に規定する登記印紙の形式は、財務大臣が、これを定める。</p>



道路運送法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第四十号)(附則第十一条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)</p> <p>第十六条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百二十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二百四十二号(の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条第一項第二号中「第八号」を「第九号」に改める。</p>	<p>附 則</p> <p>(印紙をもつてする歳入金納付に関する法律の一部改正)</p> <p>第十六条 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律(昭和二十三年法律第四百二十二号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第二百四十二号(の一部を次のように改正する。</p> <p>第一条第一項第三号中「第八号」を「第九号」に改める。</p>

改 正 案

現 行

<p>(歳入及び歳出) 第二百十三条 (略)</p> <p>2 自動車検査登録勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 道路運送車両法第百二条第三項ただし書の規定による手数料</p> <p>ハ (略)</p> <p>二 独立行政法人交通安全環境研究所法(平成十一年法律第二百七号)第十六条第三項及び自動車検査独立行政法人法(平成十一年法律第二百十八号)第十六条第三項の規定による納付金</p> <p>ホト (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(自動車検査登録特別会計の歳入及び歳出) 第百五十八条 自動車検査登録特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 道路運送車両法第百二条第三項ただし書の規定による手数料</p> <p>ハ (略)</p> <p>二 独立行政法人交通安全環境研究所法第十六条第三項及び自動車検査</p>	<p>(歳入及び歳出) 第二百十三条 (略)</p> <p>2 自動車検査登録勘定における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 道路運送車両法第百二条第二項ただし書の規定による手数料</p> <p>ハ (略)</p> <p>二 独立行政法人交通安全環境研究所法(平成十一年法律第二百七号)第十六条第三項及び自動車検査独立行政法人法(平成十一年法律第二百十八号)第十五条第三項の規定による納付金</p> <p>ホト (略)</p> <p>二 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(自動車検査登録特別会計の歳入及び歳出) 第百五十八条 自動車検査登録特別会計における歳入及び歳出は、次のとおりとする。</p> <p>一 歳入</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 道路運送車両法第百二条第二項ただし書の規定による手数料</p> <p>ハ (略)</p> <p>二 独立行政法人交通安全環境研究所法第十六条第三項及び自動車検査</p>
--	--

査独立行政法人法第十六条第三項の規定による納付金

ホ (略)

二 (略)

査独立行政法人法第十五条第三項の規定による納付金

ホ (略)

二 (略)